

# 外部コンサルティング導入助成金交付要綱

令和 2年 3月 25日 制 定

令和 4年 3月 23日 最終改正

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「本会」という。）が行う経営改善対策・人材育成事業の一環として、経済環境の変化に伴う重要かつ緊急な課題を解決するため、外部専門家の知識・経験を取り入れることを目的とした会員事業者（以下「事業者」という。）が行う外部コンサルティング（以下「コンサル」という。）の導入を促進することにより、経営の近代化・合理化に資するための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (助成対象者)

第2条 助成の対象は、コンサルを導入する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）である事業者とする。

## (助成対象事業)

第3条 助成の対象となるコンサルは、次に掲げるコンサルタント業務を業として行う個人又は法人が行うコンサルタントであって、定期的実施されるもの（年3回以上）又は従業員のキャリアの節目などに実施するもの（入社1年後、5年後、10年後など）とする。ただし、会計、税理その他の顧問契約に基づき実施する事業は、対象外とする。

- (1) 戦略系コンサル（経営戦略）
- (2) IT系コンサル（ITを活用した業務改革やシステム導入）
- (3) 人事系コンサル（人事制度や育成・研修）
- (4) 財務系コンサル（財務アドバイザー）
- (5) 総合系コンサル（あらゆる経営課題へのアドバイス）

2 前項の事業は、助成を受けようとする年度の4月1日から3月15日までの間に実施し、かつ、支払いが完了するものでなければならない。

## (助成金の金額)

第4条 助成金額は、事業者が当該年度にコンサルの導入に要した経費（消費税及び地方消費税を含まない）を上限とする。ただし、10万円を上限とし、1事業者あ

たり1回を限度とする。

2 前項の経費は、コンサルタント業務に係るもののみとし、旅費・宿泊費等は対象外とする。

(助成申請及び助成金の請求)

第5条 助成を希望する事業者は、別紙様式「外部コンサルティング導入助成申請書兼交付請求書」(以下「助成申請書」という。)を本会に提出して請求するものとする。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(助成申請書の提出期限)

第6条 前条の助成申請書の提出期限は、当該年度3月15日までとする。

2 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

(助成金の交付)

第7条 第5条の助成申請書の提出があったときは、本会は、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、事業者に対し助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、本会が別にこれを定める。

附 則

本要綱は、令和2年4月1日から施行する。

本要綱は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月23日改正)